

モバイル接続料算定に係る研究会

報告書骨子（案）

平成 24 年 12 月 25 日

モバイル接続料算定に係る研究会

目次

1	モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な検討の方向性	3
1-1	現状	3
1-2	主な意見	4
1-3	考え方	4
2	各課題の検討	7
2-1	設備区分別算定	7
2-1-1	現状	7
2-1-2	主な意見	7
2-1-3	考え方	8
2-2	移動電気通信役務収支表と二種指定ガイドライン別表第2の関係	10
2-2-1	現状	10
2-2-2	主な意見	10
2-2-3	考え方	10
2-3	原価の範囲(営業コストの算入)	12
2-3-1	現状	12
2-3-2	主な意見	12
2-3-3	考え方	12
2-4	利潤	15
2-4-1	機能に係るレートベース	15
2-4-1-1	現状	15
2-4-1-2	主な意見	15
2-4-1-3	考え方	16
2-4-2	資本構成比の算定	16
2-4-2-1	現状	16
2-4-2-2	主な意見	17
2-4-2-3	考え方	17
2-4-3	自己資本利益率の算定	19
2-4-3-1	現状	19
2-4-3-2	主な意見	19
2-4-3-3	考え方	20
2-5	データ接続料の需要の算定	22
2-5-1	現状	22
2-5-2	主な意見	23
2-5-3	考え方	24
2-5-3-1	データ接続料の需要に係る考え方	24
2-5-3-2	待機設備に係るコストの負担	26

2-5-3-3 暫定的な措置の適用	27
2-6 その他の課題	29
2-6-1 前年度の実績に基づくデータ接続料の算定について	29
2-6-2 暫定値を用いたデータ接続料の精算方法について	29
2-6-3 接続固有に発生する費用	30

1 モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な検討の方向性

1-1 現状

- ◇ 2001年の電気通信事業法（以下、単に「法」という場合がある。）改正による第二種指定電気通信設備制度の導入以後2009年までの間、携帯電話事業者の接続料は具体的な算定ルールがなく、その算定方法は各事業者の自主的な判断に委ねられてきた。しかしながら、モバイル市場においても、接続料算定の適正性・透明性向上を求める意見が高まったことを受け、2009年の情報通信審議会において、主に「接続料算定の適正性確保」と「接続料算定に係る検証の適正性確保」の観点から検討が行われたところである。その検討の成果である「電気通信市場の競争環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（以下「接続ルール答申」という。）を受けて以降、モバイル接続料の算定に係る考え方を明確化した「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」（以下「二種指定ガイドライン」という。）の策定、「第二種指定電気通信設備接続会計規則」（以下「二種接続会計規則」という。）の導入など、モバイル接続料算定・検証の基本的枠組みが整備されている。
- ◇ こうした基本的枠組みの整備により、モバイル接続料算定の適正性や検証の適正性は飛躍的に向上したところであるが、接続ルール答申以降においてもモバイル市場は大きく変化しており、その変化に対応したルール整備が求められている状況にある。すなわち、現在のモバイル市場は、契約数は約1億3500万件（2012年6月現在）に達し、従来の端末より機能が高度化されたスマートフォンやタブレット型端末の普及、LTE等の拡大、MVNOによる多様なサービス提供など、国民の日常生活及びビジネス展開上の基礎的インフラとして、その重要性・必要性が更に高まっている状況にある。こうしたモバイル市場の環境変化を踏まえ、2011年の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」（以下「ブロードバンド答申」という。）において、「二種指定ガイドラインに基づく接続料設定」について「その適正性と推進状況を検証」することが適当とされたところである。
- ◇ また、現在のモバイル市場は、相当程度近接した端末シェアを有するMNOの大手三社による寡占的な状態¹にあり、本年12月、ソフトバンクモバイルが

¹ 総務省資料（情報通信審議会電気通信事業部会諮問資料「電気通信事業法施行規則の一部改正について」）において、携帯電話市場は、相当程度近接した端末シェアを有する上位3事業者による寡占的な状態と

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）に指定されたことにより、大手三社が同じ接続規制下で競争を行う環境となっている。

1-2 主な意見

- ◇ モバイル接続料算定に係る基本的な検討の方向性について、事業者間の公平性確保の観点から、算定方法の明確化が必要との意見が示されているのに対し、まず確保すべき「公平性」とは何かを議論すべきとの意見が示されている。また、検証の適正性確保の観点から、総務省による検証の実効性を高めることが重要との意見が示されている。また、算定根拠は検証のために十分な程度である必要があるとの意見が示されている。
- ◇ 特に、公平性確保の観点からは、携帯電話事業者間の音声接続料の水準に大きな格差が生じており、事業者間の公平性確保の観点から大きな問題が生じている可能性があるとして、算定方法の考え方を明確化すべきとの意見が示されている。これに対し、公平性確保の検討に当たっては、各社の競争条件の差異を考慮することが必要との意見が示されている。

1-3 考え方

- ◇ モバイル接続料算定に係る算定ルールの整備は、接続ルール答申における「精緻化は、今後必要な範囲で漸進的に行っていく方法を採用することが適当」との趣旨や「関係事業者の意見等を踏まえつつ、改めて検討を行うことが適当」との趣旨を踏まえ、関係事業者の接続料算定に係る考え方の現状を検証し、必要な範囲で算定ルールの精緻化を行っていくことが適当ではないか。
- ◇ 接続ルール答申においても示されているとおり²、従来から、公平性確保の観点は認識されていたところであるが、前述の環境変化及び関係事業者の意見を踏まえれば、当該観点をより一層重視することが求められていると考えられ、モバイル接続料算定に係る基本的な検討の方向性として、従来の「接続料算定の適正性確保（適正性）」と「接続料算定に係る検証の適正性確保（透明性）」に加えて、「接続料算定に係る公平性確保（公平性）」を位置づ

なっている」とされている。

² 適正利潤の算定に当たって、「算定の細部に事業者間で差異がある場合は、公平性担保の観点からできる限り整理をすることが適当」とされている。

けることが適当ではないか。

- ◇ 接続料は「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」と定められており、二種指定ガイドラインは適正な原価に適正な利潤を加えた額に係る算定方法についての考え方を明確化したものである。その算定方法には一定の幅があり、携帯電話事業者は二種指定ガイドラインを踏まえ、適切な算定方法を選択することが可能である。事業者のネットワーク構成や経営の形態は様々であり、画一的な算定方法を強制すると、算定結果たる接続料が必ずしも事業者の実態を踏まえた最適なものとはならない可能性があるため、こうした一定の裁量を認めることが合理的であると考えられる。しかしながら、複数の携帯電話事業者が接続料を支払い合うモバイル市場において、携帯電話事業者によって用いる算定方法が大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれ、結果として公共の利益が阻害されるおそれがある。したがって、算定方法に係る考え方において、公平性の確保を図っていくことが重要であり、算定上の裁量の幅について適切な検討を加え、可能な限りこれを排除または狭めていくことが必要ではないか³。
- ◇ 上記を踏まえると、接続料の算定方法に係る考え方を示した二種指定ガイドラインについては、これまでの位置づけ⁴に加え、算定方法に係る標準的な考え方を整理したものと位置づけることにより、接続料算定の公平性を確保するツールとして機能させることが適当ではないか。
- ◇ 電気通信事業法は、届け出た接続約款が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであると認めるときは、電気通信事業者に対し、約款変更命令をすることができる（第34条第3項）しており、さらに、法第29条第1項10号（接続等業務に関する不当な運営等）の規定に違反する場合には、業務改善命令をすることができる（規定している）。合理的な説明なく二種指定ガイドラインに定めた算定方法から乖離

³ 「接続料算定に係る公平性確保」を位置づけるにあたっては、確保すべき「公平性」とは何かが問題となり得る。この点、接続料の水準については、法第34条（第二種指定電気通信設備との接続）において、接続料は「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」と定められており、事業者毎に原価と利潤が異なることを踏まえれば、その水準に差違は生じるものであり、水準自体の差異を認めないこととするは適当ではないのではないかと。他方、複数事業者が同じ規制下でモバイル接続料を設定する現状において、算定方法に係る考え方に差異が生じる場合は、公正な競争環境が損なわれ、結果として公共の利益が阻害されるおそれがある。したがって、可能な限り算定上の裁量の幅が狭められるような算定の考え方とすることにより、公平性を確保することが重要ではないかと。

⁴ 現行の二種指定ガイドラインは、「電気通信事業法第34条第3項第4号に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額の算定方法（中略）に係る考え方を明確化することにより、電気通信市場における公正競争を促進し、もって電気通信サービスの利用者利便の増進を図ること」を目的としている。

した方法を採用した事業者にあつては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものと認められない場合や、電気通信設備の接続に当たって不当な運営の結果、他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じ、公共の利益が著しく阻害されるおそれが認められる場合は、上述の電気通信事業法に定める措置の対象となる。上記を踏まえ上で、二種指定ガイドラインの対象となる事業者は、検証可能性に留意した上で当該ガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当ではないか。

2 各課題の検討

- ◇ 前述の、基本的な検討の方向性（「接続料算定の適正性確保（適正性）」、「接続料算定に係る検証の適正性確保（透明性）」、「接続料算定の公平性確保（公平性）」）の整理を踏まえ、各論点について考え方の整理を行う。

2-1 設備区分別算定

2-1-1 現状

- ◇ 現在、複数の携帯電話事業者が、各機能に係る電気通信設備をその階梯又は機能・目的に従って区分（以下「設備区分」という。）し、それに係る接続料原価及び需要を各設備区分に合理的に帰属させて、接続料を算定する方法（以下「設備区分別算定」という。）を採用している。ただし、その具体的な方法は、主に設備の区分や需要の把握について、各事業者によって異なっている⁵。
- ◇ 二種指定ガイドラインにおいて、「接続料は、機能ごとに（中略）接続料原価に（中略）利潤を加えた額を（中略）需要で案分した額を超えない範囲で設定」することとされ、設備区分別算定の採用の可否については整理されていない。また、二種指定ガイドラインにおける算定根拠である別表第2においても、接続料原価及び需要を設備区分毎に記載することとはされていない。

2-1-2 主な意見

- ◇ 設備区分別算定は、実際の設備利用に即した算定であること等の理由から適正な算定方法との意見が示されている一方、算定コストの負担が重く採用は困難との意見が示されている。さらに、設備区分別算定は適正な算定方法との意見の中でも、算定コスト抑制の観点からは簡便に算定できる方法を認めるべきとの意見や、設備区分の設定にあたってはネットワーク構成等が技術革新等により変化する点に配慮することが必要との意見が示されている。

⁵ 設備区分について、例えば、ある事業者は「中継系交換機」、「加入者交換機」と「基地局」の3区分に分ける簡便な方法を用いているのに対し、ある事業者は10数種類に区分するより詳細な方法を用いている。また、需要についても、例えば、ある事業者は「自網内呼：加入者交換機折り返し」、「自網内呼：中継交換機折り返し」、「自網内呼：中継交換機跨ぎ」、「自網内呼：付加機能宛」と「相互接続呼」の5パターンに分け、各設備の需要を計算する簡便な方法を用いているのに対し、ある事業者はより詳細に需要を計算する方法を用いている。

- ◇ 仮に設備区分別算定が適正とされた場合について、総務省の検証に資する算定根拠を二種指定ガイドライン上で様式化すべき又は様式化を許容するとの意見が示されている一方、必ずしも様式化は必要ではなく総務省への個別説明で足りるとの意見が示されている。なお、算定根拠を様式化すべき又は様式化を許容するという意見の中でも、接続事業者への算定根拠の開示を求める意見や、総務省以外への開示を要しないとの位置づけを明確化すべきとの意見が示されている。

2-1-3 考え方

- ◇ 接続ルール答申において示されているとおり、接続料算定の適正性確保の観点からは「可能な限り各設備について実際の利用に応じた算定を行うことが適当」であり、現実のネットワークでは、設備毎に需要（利用回数）が異なっていることを踏まえれば、設備区分別算定は、設備の利用実態に則したより精緻な算定方法であり、二種指定ガイドライン上で適正な算定方法として明確化することが適当ではないか。
- ◇ 一部の携帯電話事業者から、ネットワークの構成や利用実態が事業者間で異なることや今後変化していくことを理由に、二種指定ガイドライン上で設備区分を設けることに慎重な意見が示されている。確かに、技術革新等に起因するネットワーク構成の変化に応じて設備区分の変更が必要となる可能性があり、例えば、設備区分別算定を採用する第一種指定電気通信設備制度（以下「一種指定設備制度」という。）においても同様の問題は存在する⁶。こうした意見を踏まえれば、まずは、ネットワークに係る事業者間の相違や今後の変化に配慮した、基本的な設備区分の設定に留めることが適当ではないか。また、一部の携帯電話事業者の意見に示されているとおり、携帯電話事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点からは重要であり、こうした観点からも、まずは基本的な設備区分の設定に留めることが適当ではないか。
- ◇ 上述のとおり、現行のガイドラインにおける算定根拠（別表第2）においては、接続料原価及び需要を設備区分毎に記載することとはされておらず、設備区分別算定を適正な算定方法として明確化し、これを携帯電話事業者が採

⁶ 例えば、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」においては、ネットワーク構造・市場構造の変化を理由に設備区分の改廃の検討が行われている。また、NGNを第一種指定電気通信設備と整理したことに伴い、NGNに係る設備区分を新設した接続会計規則の改正（第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則の一部を改正する省令。平成21年5月21日総務省令第51号）が行われている。

用した場合、現在の算定根拠では総務省は十分な検証が困難ではないか。したがって、算定根拠として、新たに、各機能別に、設備区分毎に費用と需要を整理した様式を追加することが適当ではないか。

- ◇ 一部の携帯電話事業者から、設備区分別の費用・需要が、その情報から各事業者のネットワーク構成や設備投資戦略が明らかになるなど、極めて経営秘匿性の高い情報であることを理由に、他事業者への開示につながるとして、二種指定ガイドライン上の算定根拠の様式への追加に慎重な姿勢が示されている。しかしながら、そもそも、二種指定ガイドライン上の算定根拠は、総務省が「接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う」ためのものであり、他事業者に開示することを主たる目的としたものではなく、その開示の程度や方法は事業者間の協議に委ねられるものではないか⁷。

⁷ 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」に示されているとおり、協議における接続事業者の予見可能性を高め事業者間協議の円滑化を図る観点から、携帯電話事業者は接続事業者に対して算定根拠に係る情報を一定程度開示することが望ましいと考えられるが、経営秘匿性の高い情報まで無制限に開示することが望ましいわけではなく、その開示の程度や方法は事業者間の協議に委ねられるものである。

2-2 移動電気通信役務収支表と二種指定ガイドライン別表第2の関係

2-2-1 現状

- ◇ 二種指定事業者には、電気通信事業法上、二種指定接続会計規則に基づいて会計を整理・公表する義務が課せられている（法第34条第6項）。具体的には、二種指定事業者は接続会計報告書等を、総務省に提出するとともに、同報告書を公表しなければならない。また、二種指定ガイドラインにおいては、二種指定事業者は接続約款の届出を行う際に、別表第2の様式により、総務省に対して算定根拠を明らかにすることとされている。
- ◇ 接続会計報告書における「移動電気通信役務収支表」は、移動電気通信役務と移動電気通信役務以外の電気通信役務について、それらの営業収益、営業費用及び営業利益の詳細を明らかにするものである。他方、「ガイドライン別表第2」は、移動電気通信役務に係る総コストの費用の詳細を明らかにした表（様式1：ステップ1におけるコストの分計）を出発台として、接続料算定の詳細を明らかにするものである。現状、「移動電気通信役務収支表」上の数値と、「ガイドライン別表第2」上の同種の内容に係る数値の異同については様々な考え方が存在する。

2-2-2 主な意見

- ◇ 二種指定接続会計規則の「移動電気通信役務収支表」と、二種指定ガイドラインの「別表第2」上の同種の内容に係る数値については、原則、一致することが妥当であるが、震災等に係る特別損失のように、やむを得ない場合は例外的に一致しないケースとして容認されるべきであり、その場合、二種指定事業者はその理由を総務省に説明すべきとの意見が示されている。他方、両者間の同種の内容に係る数値は例外なく一致させるべきとの意見が示されている。

2-2-3 考え方

- ◇ 「移動電気通信役務収支表」上の数値と、「二種指定ガイドライン別表第2」上の同種の内容に係る数値の異同についての考え方の整理に当たっては、両者に基づく検証体制の整備について考え方を整理した接続ルール答申を参考とすることが適当ではないか。

- ◇ 両者の関係について、接続ルール答申は「すべての算定プロセスを会計上整理するのは、規制コストとの関係で現実的ではないことから、一種指定設備制度における接続会計と網使用料算定根拠のような役割分担をすることが適当であり、規制会計の整理に加えて、接続料の届出の際に、届け出た接続料の水準やその算定プロセスを検証できるような算定根拠を併せ提出させることが適当」と示している。このことから、二種指定設備制度においても、接続会計と算定根拠はセットで機能し、接続料算定プロセスの検証資料としての役割が期待されていると解することが適当ではないか。

- ◇ これを踏まえれば、検証の適正性確保の観点からは、両者の同種の内容に係る数値は原則として一致していることが適当ではないか。事業者の意見においても、接続ルール答申で整理された両者の役割を前提に、原則として両者は一致すべきものとの内容がほとんどである。他方、二種指定事業者からは、両者が一致しない例外的なケースを許容すべきとの意見がある。これに関して、一種指定設備制度⁸においても接続会計と網使用料算定根拠間の数値の差異は震災を起因とした例外的なケースなどの場合には許容していることを鑑みると、二種指定設備制度においても、一定の合理性が認められる個別のやむを得ない事情により、両者が不一致となる場合についてまで、両者の数値の一致を求めていくことは適当ではないのではないか。

- ◇ しかしながら、二種指定事業者が作成する算定根拠と接続会計はセットで機能し、接続料算定のプロセスの検証書類としての役割が期待されるとの趣旨を踏まえ、接続料算定に係る検証の適正性確保の観点からは、個別のやむを得ない事情により両者間の数値の不一致が生じる場合にあっては、その具体的な内容を総務省に説明する必要があることを二種指定ガイドラインで明確化することにより、検証の適正性確保を高めることが適当ではないか。

⁸ 一種指定設備制度においては、実際費用方式に基づく平成24年度接続料の認可に当たり、NTT東西より、NTT東日本において特別損失に計上した災害特別損失のうち一部の費用について、接続会計の第一種指定設備管理部門に整理された費用に加算し、接続料原価を算定することについて、接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第3条に基づく特別の許可を求める申請がなされ、これを許可している。これに伴い、当該接続料の申請の際の網使用料算定根拠においては、接続会計とは一致しない接続料原価を用いて接続料算定が行われている。

2-3 原価の範囲(営業コストの算入)

2-3-1 現状

- ◇ 二種指定ガイドラインにおいて、接続料は基本的に設備コストととらえるべきものであるため、営業コストは、原則として接続料原価に算入されるべきではないとされている。ただし、限定列挙された一部の営業コスト(①電気通信の啓発活動に係るもの、②エリア整備・改善を目的とする情報収集に係るもの、③周波数再編の周知に係るもの)については、「設備の安定的な運用又は効率的な展開に資することから、設備への帰属が認められる」ものとして接続料原価への算入を許容されている。

2-3-2 主な意見

- ◇ 現行の、限定列挙された一部の営業コストのみの算入を許容する枠組みを維持することが適当だが、携帯電話事業者は、算入した営業コストの内容について、総務省に説明することが必要との意見が示されている。一方、現行ガイドライン上で接続料原価への算入が許容されている営業コストを含む、全ての営業コストについて原則控除が望ましく、少なくとも算入を許容する営業コストの拡大は不要との意見が示されている。さらに、設備に帰属しない営業コストが算入されていないか、総務省による検証を求める意見が示されている。また、公平性の観点から算入する営業コストを事業者間で統一すべきとの意見が示されている。
- ◇ 原則控除が望ましいとの観点からは、特に、現行ガイドライン上で算入が許容されている営業コストのうち、①電気通信の啓発活動は、CSRの側面を有し設備との関連性は希薄ではないか、②エリア整備・改善を目的とする情報収集は、他社との差別化のための営業活動と捉えることが可能ではないか、などの意見が示されている。

2-3-3 考え方

- ◇ 営業コストの接続料原価への算入については、本件に係る包括的な検討が行われた接続ルール答申の整理を踏まえ、関係事業者の原価算入の状況を検証した上で、整理を行うことが適当ではないか。

- ◇ 接続ルール答申は一種指定設備制度を参考に、「二種指定設備制度においても、同様の取扱いを認めることが適当」として、設備への帰属が明確な営業コストに限定して算入を許容する考え方を示している。その上で、携帯電話事業者による恣意的な判断が行われないよう「設備との関連性を厳格に判断した上で、できる限り具体的かつ明確な形で整理することが必要」と整理している。こうした接続ルール答申における整理を踏まえて、二種指定ガイドラインにおいて、限定列挙された一部の営業コストのみ算入を許容する基本的な枠組みが示されている。
- ◇ 現状の二種指定事業者の二種指定ガイドラインに基づく営業コスト算入の基本的な枠組みは、設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要な営業コストに限りて接続料原価算入を認めるものであり、モバイル市場における環境変化を踏まえても合理的ではないか。また、限定列挙された営業コストについても、これらの原価算入を認めないことにより、トラフィックの抑制や不感エリア整備、今後の周波数再編に伴う移行の円滑化に影響が生じる可能性があることを考慮すれば、現時点で直ちに原価算入すべきでない結論づけることは適当ではないのではないか。また、現時点で、関係事業者から、追加的に原価算入を認めるべき営業コストについての要望はなく、また検討に値するコストも存在しないと考えられることから、新たな営業コストの追加は不要と考えられるのではないか。
- ◇ 一方、関係事業者から、各事業者がガイドラインに基づき算入している営業コストについて、事業者によって設備との関連性が希薄なものを含めているのではないかと懸念が示されており、営業コストの原価算入の状況を検証することが適当ではないか。二種指定事業者からの説明によれば、現状、二種指定事業者の営業コストの原価算入は、①電気通信の啓発活動については、災害伝言板の利用促進、年末年始の集中利用回避、迷惑メールフィルタリング機能の利用促進のための周知、②エリア整備・改善を目的とする情報収集は、設備の効率的な展開のための不感エリアの情報収集、③周波数再編の周知に係る営業コストについては、新周波数へ移行促進の活動により新旧周波数それぞれのサービスの並存期間の短縮を目的とした活動を実施など、限定的な算入にとどまっており、接続ルール答申の趣旨を没却する算入の実態は認められないのではないか。
- ◇ しかしながら、限定列挙された一部営業コストについては、関係事業者の懸念も踏まえ、「設備への帰属が明確な営業費に限定して接続料原価への参入」を許容した接続ルール答申の趣旨の一層の明確化のため、設備の安定的な運

用又は効率的な展開に真に必要な営業費のみが認められる旨を、二種指定ガイドラインにおいて明記することが適当ではないか。

- ◇ また、営業コストの接続料原価算入に係る検証体制については、接続ルール答申における「接続料原価への参入に係る判断が恣意的に行われると、接続料算定の適正化・透明化の意義が没却されることになる」との考え方も踏まえ、二種指定事業者等は、原価算入した営業費について設備の安定的な運用又は効率的な展開の必要性を合理的かつ十分に説明することが適当であり、総務省は設備の関連性につき十分に検証することが適当ではないか。

2-4 利潤

- ◇ 二種指定ガイドラインにおいて、利潤は「他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額」を用いることとされており、このうち他人資本費用、自己資本費用については下記の式により計算することとされているため、式に沿って、「機能に係るレートベース」、「他人資本比率・自己資本比率（以下両者を合わせて「資本構成比」という。）」、及び「自己資本利益率」について検討を行う。

$\begin{aligned} \text{他人資本費用} &= \text{機能に係るレートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{他人資本利子率} \\ \text{自己資本費用} &= \text{機能に係るレートベース} \times \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率} \end{aligned}$
--

2-4-1 機能に係るレートベース

2-4-1-1 現状

- ◇ 二種指定ガイドラインにおいては、利潤の算定にあたりレートベース方式が採用されている。具体的には、「機能に係るレートベースの額は、当該機能に係る正味固定資産価額、繰延資産、投資その他の資産、貯蔵品及び運転資本の合計額とする」とされている。これらレートベースの構成要素のうち「機能に係る正味固定資産、繰延資産、投資その他の資産、貯蔵品」は、「当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠、かつ、収益の見込まれないもの」に限られている。また、運転資本については「機能に係る運転資本の額は、当該機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な期間における、当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠な営業費用とする。ただし、減価償却費、固定資産除却費及び租税公課を除く。」とされている。

2-4-1-2 主な意見

- ◇ 「機能に係るレートベース」について、真に二種指定設備の「管理運営に不可欠」なものか否か、総務省による検証が行われるべきとの意見が示されている。特に、レートベースの構成要素である「投資その他の資産」については、例えば、事業者によっては、傘下の海外通信事業者等の設備をレートベースの対象とする等レートベースを過大に算出する可能性があるとして、携帯電話事業者は、レートベースに含めた資産が真に二種指定設備の管理運営に不可欠なものかどうか、総務省に説明・提示すべきとの意見が示されてい

る。

2-4-2-3 考え方

- ◇ レートベース方式は、機能提供のために正当に投下される資産に限って利潤を認め、資本調達コストの回収を可能とすべきとの考え方に基づいている⁹。こうした考え方を踏まえれば、例えば、過大に見積もられた運転資本等や、機能提供のために不可欠とはいえない投資等については、レートベースへ算入することは適当ではないのではないか。特に、投資等は主として利潤動機から二種指定事業者が自己責任で行うものであり、原則として、レートベースに含め利潤を認められるような性格のものではないため、投資等にかかわる資金コストが認められなければ機能提供が困難となり、かつ収益性が見込まれないようなものについてのみ、例外的にレートベースへ算入することを許容することが適当ではないか。
- ◇ 現行のガイドラインにおける算定根拠である別表第2においては、機能に係るレートベースの各構成要素（機能に係る正味固定資産、繰延資産、投資その他の資産、貯蔵品、運転資本¹⁰）の価額について記載することとされており（別表第2 様式4）、各構成要素が真に「当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠」なものであるか否かについて明らかにすることとはされていない。したがって、「当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠」とはいえないものをレートベースの対象から適切に除外し、利潤算定の適正性を向上させ、かつ検証の適正性を確保する観点から、携帯電話事業者は、レートベースに算入した各構成要素の価額の内訳について、総務省に報告及び説明することが適当ではないか。

2-4-2 資本構成比の算定

2-4-2-1 現状

- ◇ 二種指定ガイドラインにおいて、他人資本比率は、「負債の額が負債及び純資産の合計額に占める割合の実績値を基礎として算定する」とされており、自己資本比率は、「1から他人資本比率を差し引いたものとする」とされている。現状、「実績値を基礎」とした具体的な算定方法については、携帯電

⁹ 電気通信審議会答申「電気通信料金の算定方法に関する基本的な考え方」（昭和61年1月30日）

¹⁰ ただし、運転資本については、価額を記載することに加え、備考において「機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な期間を記載すること」が求められている。

話事業者間で複数の考え方が存在する。

2-4-2-2 主な意見

- ◇ 貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比、すなわち貸借対照表上の負債の部及び純資産の部の合計額を分母に、各々の部の額を分子として算出した資本構成比を採用すべきとの意見が示されている一方で、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態をできるだけ反映させた資本構成比を用いるべきとの意見が示されている。また、利潤が加重平均資本コストの考え方に基づき算定されることを踏まえ、他人資本・自己資本を時価で評価し資本構成比を算出すべきとの意見が示されている。
- ◇ レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比を用いるべきとの意見については、特に、貸借対照表上の資産にはレートベースの構成資産ではない資産が含まれ、資本には同資産を調達する他人・自己資本が含まれること、及び事業者毎に業態等が異なる（移動体専業、固定・移動体兼業、株式未上場）ことを踏まえれば、貸借対照表上の資本の簿価から直接算出した資本構成比を採用することは適正ではないとして、一定の経営理論に基づく仮定¹¹を置き、レートベースの構成資産に対応した自己資本と他人資本を抽出し、その資本構成比を用いることが適正であるとの意見が示されている。

2-4-2-3 考え方

- ◇ 前述のとおり、利潤の算定にあたっては、資本構成比を用いる必要があるが、この比率に係る考え方として、大きく、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比を用いる考え方と、貸借対照表上の資本構成比を用いる考え方が存在する。
- ◇ レートベース方式は、ある機能の提供のために正当に投下される資産（レートベース）について利潤を認めるものであり、利潤の算定に資本構成比の算定が必要であるから、資本構成比についても当該レートベースの構成資産に係る資金調達の実態を反映させる考え方には一定の合理性が認められるのではないか。

¹¹ 例えば、固定資産であれば長期的かつ企業価値を高めるものとして原則自己資本で、短期に返済が必要なものであれば原則他人資本で賄うとする考え方が、一定の経営理論に基づく仮定として示されている。

- ◇ しかしながら、社内カンパニー制等を用いて資産・負債・資本の管理まで分離しているような場合は格別、一般的にはレートベースの構成資産が他人資本または自己資本のいずれによって調達されたのか、その一々において正確に把握することは期待しがたい。仮に事業者がそれを正確に把握していたとしても、その把握が実態に基づいた正確なものか、また把握が正確であっても、その把握が利潤算定に正確に反映されているのか、客観的に観察・検証することは困難であるため、検証の適正性確保及び裁量排除の観点から適当ではないのではないか。
- ◇ また、資金調達方法について前述のような一定の仮定を置き、これに基づいて資本構成比を算出する考え方もあり得る。しかしながら、複数の携帯電話事業者が存在し、各社の戦略・方針に基づいて資金調達・設備投資を行っているモバイル市場の特性に鑑みると、固定資産を長期負債によって調達する事業者も存在すると考えられ、レートベースの構成資産に係る資金調達の考え方やその実態が事業者によって区々であることを踏まえれば、上記一定の経営理論に基づく考え方は必ずしも全ての事業者の実態にあてはまるものではなく、事業者間の公平性確保の観点から適当ではないのではないか。
- ◇ したがって、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態を反映させた資本構成比を採用する考え方は、事業者の実態を踏まえた算定を行うという観点からは一定の合理性が認められるが、利潤算定における検証の適正性確保、裁量排除、及び事業者間の公平性確保の観点から適当ではないのではないか。
- ◇ この点、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を採用する考え方は、確かに、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態を必ずしも厳密に反映するわけではない。しかしながら、資本構成比の算定が適正か否かを、公にされる会計報告上の貸借対照表から検証することが可能となるため、総務省による検証の適正性確保の観点から適当ではないか。加えて、貸借対照表上の資本構成比を用いる以上、資本構成比の算定に事業者の裁量が入る余地はなく、裁量排除の観点からも適当ではないか。更には、資本構成比に係る考え方が、貸借対照表上の資本構成比を用いる考え方に統一されることから、事業者間における公平性確保の観点からも適当ではないか。
- ◇ なお、他人資本・自己資本を時価で評価し資本構成比を算出すべきとの指摘があるが、他の主たる公益事業の料金算定における資本構成比については、他人資本・自己資本を時価評価する考え方が用いられていないこと、及び非上場企業の株式の評価等に係る算定の詳細については、更なる検討を要する

こと等の現状に鑑みれば、現時点では直ちに時価評価を用いることが適当とは言えないのではないか。

2-4-3 自己資本利益率の算定

2-4-3-1 現状

- ◇ 二種指定ガイドラインにおいて、自己資本利益率は、「次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率を基礎として算定する」とされている。

期待自己資本利益率 ＝リスクの低い金融商品の平均金利＋ β × (主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利)

- ◇ 携帯電話事業者は上式に基づき、自己資本利益率の算出を行っているところ、各変数（リスクの低い金融商品の平均金利、 β 、主要企業の平均自己資本利益率）の値、及び各変数の値を算出するに当たって採用する考え方は、事業者間で複数示されている。

2-4-3-2 主な意見

- ◇ 自己資本利益率の算定に係る考え方について、事業者が総務省に対して十分な説明を行うことが必要との意見が示されている。また、自己資本利益率の水準について、不当な格差が生じないように総務省において十分な検証を実施することが必要との意見や、固定電話事業、諸外国や他の公益事業を参考に設定することが必要との意見が示されている。
- ◇ リスクの低い金融商品の平均金利、主要企業の平均自己資本利益率については、事業者固有の事情によって異なることはないため、数値を統一すべきとの意見が示されている。また、 β については、変数に係る考え方を統一すべきとする意見が示される一方で、各社個別の事情によって異なる変数であることを踏まえ、一定のベンチマークからの乖離がある場合には是正を行うべきとする意見が示されている。他方、各社の成長の経緯に由来する市場の期待の実態を反映すべきとの意見が示されている。
- ◇ 特に、市場の期待の実態を反映すべきとの観点からは、例えば、市場から新

たに資金を調達し新規に市場参入した事業者と、国営から事業を継続してきた事業者では期待される自己資本利益率は異なると想定されるとの意見が示されている。

2-4-3-3 考え方

- ◇ 一般に、期待自己資本利益率は、設備投資に係る自己資本の調達コストを適正な範囲で賄えるような水準とすることを基本に、事業リスクと安定性を考慮した客観的な指標を用いて設定されるものであるが、その指標を構成する各変数の値、及び各値の算定に係る考え方によって、携帯電話事業者間で乖離が生じうるものである。したがって、各指標の値及び各値の算定に係る考え方について明確化を図ることが適当ではないか。
- ◇ まず、リスクの低い金融商品の平均金利、主要企業の平均自己資本利益率については、事業者固有の事情が反映される変数ではなく、事業者間で統一した数値を用いることが、利潤算定の公平性を確保する観点から適当であるではないか。統一した数値として具体的にどの数値を用いるかについては、主として携帯電話事業者が相互に接続料を支払い合う関係にあるというモバイル市場の性質に鑑みると、事業者間の協議によって決定されることが適当ではないか¹²。
- ◇ β については、一般に、下記の式から算出される¹²ところ、仮に事業者間で採用される β の数値に著しい差が生じている場合、利潤の額にも著しい差が生じ得るため、事業者間の公平性確保の観点から検討が必要ではないか。

$$\beta = \frac{\text{個別株式の収益率と市場全体の収益率の共分散}}{\text{市場全体の収益率の分散}}$$

- ◇ 個別株式の収益率が各々固有のリスクを有するため、上記 β の算定式における分子の値は個別事業者によって本来的に異なる。したがって、 β は携帯電話事業者によって数値が異なる性質のものであり、 β の数値の統一を図るこ

¹² リスクの低い金融商品の平均金利や、主要企業の平均自己資本利益率からリスクの低い金融商品の平均金利をひいたものについては、例えば右記のような代表的な考え方があり、これを基礎として事業者間で検討を行うことが適当ではないか。(リスクの低い金融商品の平均金利：年度末時点での日本証券業協会が発表する新発10年国債の店頭売買参考統計値、主要企業の平均自己資本利益率からリスクの低い金融商品の平均金利をひいたもの：1955年から年度末までの統計データ(イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社))

とは適当ではないのではないか。

- ◇ しかしながら、携帯電話事業者間において β の算定に係る考え方に著しい差違がある場合、公平性の確保の観点から問題となりうる。 β の算定に係る考え方について、非上場の事業者の β や複数事業を営む事業者の β の算定方法に様々な考え方が存在することを踏まえれば、現時点で直ちに考え方の統一を図ることは困難ではないか。したがって、 β の算定に係る考え方について、総務省において、裁量を排除し接続料算定の公平性を確保する観点から必要な検証を行うことが適当ではないか。具体的には、例えば、 β の算定に係る考え方について、総務省は事業者に対して詳細な説明を求め、適正な範囲を著しく超える乖離が事業者間で生じていないかを、代表的な携帯電話事業者の β を基礎として合理的に推計したベンチマークに基づき検証することが適当ではないか。

2-5 データ接続料の需要の算定

2-5-1 現状

- ◇ データ接続料の課金は、二種指定ガイドラインにおいて「一定の帯域幅を課金の単位とする帯域幅課金を基本と」することとされている。これは、総務大臣裁定（平成19年11月30日。以下「平成19年裁定」という。）において、競争政策及び利用者利益の観点から「帯域幅課金方式」が適当とされたためである。同裁定においては、「帯域幅課金」とは「帯域幅に基づく定額制課金」と整理されており、実績トラヒックに基づく「従量制」とは異なり、「定額制の一定帯域を有効に活用しようとのインセンティブも働き、電波の有効利用に資する」等の理由で適当であるとされている。
- ◇ 課金方式が「帯域幅に基づく定額制課金」とされたことから、接続料の算定についても、二種指定ガイドラインは「需要」として「ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総帯域幅」を用いることを規定している。需要での案分は、設備に係る総コストに利潤を加えたものを単位あたりに区分することを意味していることから、データ接続料の需要は「総帯域幅」とされたものである。
- ◇ この「総帯域幅」の解釈については、これまで必ずしも明確ではなく、現状、携帯電話事業者によって算定に用いられる考え方が異なっている。「総帯域幅」の考え方としては、従来以下の2つの考え方（A）及び（B）があり、これに加えて、通常、従量制課金方式に用いられる（C）の考え方が存在する。また、携帯電話事業者によっては、（A）と（B）の両方の考え方を加味した算定方法を採用している。

データ接続料の需要に係る3つの考え方

A) 各電気通信設備の各伝送容量を総帯域幅とする考え方

各電気通信設備の各伝送容量を総需要¹³とし、相互接続点においてMVNOに保証される伝送容量をMVNO需要とする考え方¹⁴

¹³ 総需要は、二種指定ガイドライン上の「需要」と同義である。MVNOの負担割合にあたるMVNO需要と対比するために特に「総需要」としている。

¹⁴ 移動体通信サービスにおける接続料原価の大宗が基地局設備に係るコストであることを踏まえれば、基地局側総帯域幅を総需要とする考え方を採用した場合と接続料の額は近くなると考えられる。

B) インターネット等の接続に利用するパケット接続装置の伝送容量を総帯域幅とする考え方

インターネット等の接続に利用するパケット接続装置の伝送容量を総需要とし、MVNO に保証される伝送容量を MVNO 需要とする考え方¹⁵

C) MNO と MVNO の実績トラヒックの和を総需要とする考え方

MNO と MVNO の実績トラヒックの和を総需要とし、MVNO の実績トラヒックを MVNO 需要とする考え方

2-5-2 主な意見

- ◇ データ接続料の検討にあたっては、主に MVNO の立場から、MVNO を含めたモバイルブロードバンドの競争促進の観点が必要でありそのためには合理的で透明性の高い公平な競争条件・環境の整備が必要との意見が示されている。他方、主に MNO の立場から MVNO の参入促進という目的は現時点ではほぼ達成されているとの意見が示されている。
- ◇ 「総帯域幅」の解釈については、帯域幅課金方式における需要の性質が明確ではないため、まずその明確化が必要との意見が示されている。さらに、前述の(B)の考え方（ISP 側総帯域幅を総帯域幅とする考え方）が適当との意見が示されている一方、(B)の考え方も一つの考え方であり概ね合理的だが将来の加入数やトラヒックを考慮するなど需要の算定は慎重に行われるべきとの意見が示されている。
- ◇ データ接続に係る電気通信設備において、必ずしも常時伝送容量全てを使用してトラヒックが伝送されているわけではなく、伝送容量と実際に伝送されたトラヒックの差としての待機設備が存在する。こうした待機設備に係るコストの負担について様々な意見が示されている。
- ◇ まず、MNO、MVNO 双方から、場所によって異なるピークのトラヒックを吸収したり、エリア間を跨いだ場合の通信を可能としたりする移動体通信ネットワークの特性に起因する待機設備については、MVNO ユーザもこうした特性から得られる便益を享受しているため、MVNO もこうした設備に係るコストを応分負担すべき、との意見が示されている。

¹⁵ いわゆる「ISP 側総帯域幅を総需要とする考え方」である。

- ◇ 次に、MVNO から、MNO の需要の見誤りによる過剰な設備投資に起因する待機設備に係るコストについては MVNO が応分負担することは適切ではない、との意見が示されている。これに対し、MNO の立場から、設備は効率的に構築されており、全ての設備コストは公平に負担されるべきとの意見が示されている。
- ◇ さらに、MVNO の立場から、MVNO の需要への在庫としての性質を有する待機設備に係るコストについては、そのような性質を有する設備はほとんど存在しないとの意見や、そうした性質を有する設備はあるものの最小限度に制限されるべきとの意見が示されている。

2-5-3 考え方

2-5-3-1 データ接続料の需要に係る考え方

- ◇ 前述のとおり、データ接続料の需要は「総帯域幅」とされているが、その解釈は必ずしも明確ではなく、携帯電話事業者によって考え方が異なっており、整理が必要である。整理にあたっては、事業者からの意見に示されているとおり、まず、帯域幅課金方式における需要の性質を明確にした上で、上述の3つの考え方のうちどの考え方を採用することが適当なのか整理を行うこととする。
- ◇ 帯域幅課金方式の導入の契機となった平成 19 年裁定においては「帯域幅」の定義は示されていないが、一般に「帯域幅」は、通信路上を伝送される単位時間あたり情報量の最大値（以下「伝送容量」という。）を指しており、この考え方を踏まえれば、「帯域幅課金方式」とは、二種指定事業者が、その設置する電気通信設備上を伝送可能な情報量の最大値を保証する接続形態に対して定額で課金する方式と解することが適当ではないか。こうした点を踏まえると、データ接続料の算定にあたり、接続料算定の分母に相当する需要（総需要）たる「総帯域幅」は電気通信設備の伝送容量と解することが適当であり、分子に相当する MVNO の需要（以下「MVNO 需要」という。）たる「帯域幅」は電気通信設備上で MVNO に保証された伝送容量と解することが適当ではないか。
- ◇ しかしながら、現在、二種指定事業者たる MNO が提供しているデータ接続機能（「レイヤ 2 接続機能」と「レイヤ 3 接続機能」）は、そのいずれにおいても、伝送容量を保証した二種指定設備たる電気通信設備は、MNO と接続事業

者たる MVNO の相互接続点 (POI : Point of Interface) の電気通信設備のみであり、基地局や無線ネットワーク制御装置 (RNC : Radio Network Controller) その他の電気通信設備については MVNO ユーザの情報が経由するものの、伝送容量が保証されていない形態となっている。すなわち、こうした伝送容量が保証されていない形態に係る需要の算定方法は、現在のガイドライン上では必ずしも明確ではなく、整理が必要である。

◇ こうした上述の接続形態における需要の算定方法の検討、換言すれば MNO と MVNO の負担割合の検討を行うにあたっては、上述のとおり大きく 3 つの考え方が考えられ、それぞれについて分析し、その可否を判断することが適当ではないか¹⁶。

◇ まず、A) の各電気通信設備の各伝送容量を総需要とし、相互接続点において MVNO に保証される伝送容量を MVNO 需要とする算定方法については、移動体通信ネットワークの特性上、最も上流にあたる相互接続点における伝送路設備の伝送容量と比較して、その下流に当たる全無線ネットワーク制御装置や全基地局における伝送容量が大きくなることを踏まえれば、MVNO 需要を過小に見積もることとなり、適当ではないのではないかと。すなわち、移動体通信ネットワークの特性上、移動通信端末の位置が刻々と移動する (以下この特性を「モビリティ」という。) ため、時間帯毎に異なるピークトラヒックの影響を吸収する必要があり、必ずしも常時利用されているわけではない電気通信設備である待機設備が必然的に発生し、待機設備の全体に占める割合は基地局側に行けば行くほど大きくなる。また、そもそも、ネットワークの特性上、下流の設備と比較して上流の設備の利用効率は高くなるため、必然的に待機設備の全体に占める割合は下流たる基地局側に行けば行くほど大きくなる (以下この特性を「ネットワークの統計多重効果による特性」という)。MVNO ユーザもモビリティやネットワークの統計多重効果による特性から得られる便益を享受しており、これを加味しない算定方法では MVNO 需要を過小に見積もることとなるのではないかと¹⁷。

◇ 次に、(B) の相互接続点における伝送容量を基にした算定方法は、インター

¹⁶ MNO と MVNO の負担割合は、実際には、具体的な接続条件に影響を受けると考えられる。例えば、MNO のエンドユーザの packets を MVNO のエンドユーザの packets に優先して流す条件で接続している場合、その条件を加味する必要がある可能性がある。ここでは、MNO と MVNO のエンドユーザの packets は完全に同等に扱われる場合を想定している。

¹⁷ この整理については、MNO が能率的な経営を行っていれば待機設備は存在しないのではないかと指摘が想定される。この点、移動体通信ネットワークの特性 (モビリティや統計多重効果による特性) を実現するために必然的に発生する待機設備については、「能率的な経営」を行っていたとしても存在すると考えるのが相当である。

ネット等の接続に利用するパケット接続装置において MVNO が保証されている伝送容量の割合（以下「ISP 側の割合」という。）で、それより下流の各電気通信設備において MVNO 向けに同一割合の伝送容量が確保されていると見なす算定方法である。この点、各電気通信設備において MNO と MVNO の双方にこの割合を超過するトラヒックが生じ得ることや、MVNO の予期できない MNO による過大な投資に対し MVNO が応分の負担を強いられること等の理由から、MVNO が、ISP 側の割合で伝送容量を保証されていると見なすことは困難ではないか。しかしながら、移動体通信に係る各電気通信設備は、インターネット等の接続に利用するパケット接続装置における伝送を実現するために稼働していると擬制することには一定の合理性があり、その観点からは、(B) の考え方を採用することは適当と考えるのが相当ではないか。ただし、その場合であっても、後述のとおり、待機設備のうち MVNO が受益していないと考えられる設備に係るコストについては接続料原価から控除することが適当ではないか。

- ◇ なお、(C) の実績トラヒックを用いて従量制課金とする考え方については、MNO と MVNO 間で実績に基づいて接続料を設定することができ、公平性という観点から大きなメリットがある。しかしながら、平成 19 年裁定において示されているとおり、「接続事業者たる MVNO において、従量制によってあらかじめ確定できない接続料金を支払う選択肢しか認められず、その結果利用者料金も従量制的なものとならざるを得ない面」があり、「MVNO における速度別料金や時間帯別料金など多様な利用者料金を設定することが」困難となるなど、MVNO の競争環境を整備することで移動通信サービス競争を促進し、利用者利益を確保する観点からは適当とは考えられないのではないか。

2-5-3-2 待機設備に係るコストの負担

- ◇ 前述のとおり、データ接続料の需要としては (B) のインターネット等の接続に利用するパケット接続装置の伝送容量を総帯域幅とする考え方を採用することが適当ではないか。しかしながら、その場合であっても、MVNO が受益していないと考えられる設備に係るコストについては接続料原価から控除することが適当ではないか¹⁸。MVNO が受益していないと考えられる設備の検討にあたっては、MVNO の立場から、待機設備相当分の負担について意

¹⁸ 二種指定設備制度における接続料は、二種指定ガイドラインにおいて「設備の使用料としてとらえる」こととされており、接続事業者が設備を使用する便益の対価としての性質を有している。これを踏まえれば、MVNO が受益していないと考えられる設備にかかるコストを接続料原価から控除することが適当と考えられる。

見が寄せられていることから、待機設備の性質を分析し、MVNO の受益を検討することが適当ではないか。

- ◇ まず、前述のとおり、待機設備の一部は、移動体通信ネットワークの特性（モビリティ及びネットワークの統計多重効果による特性）に起因している。MVNO ユーザもこうした移動体通信ネットワークの特性から得られる便益を享受しているため、MVNO もこうした設備に係るコストを応分負担すべき、との意見がMNOとMVNO双方から示されており、移動体通信ネットワークの特性に起因する待機設備に係るコストについては接続料原価に算入することが許容されるのではないか。ただし、この場合、MNOは、例えば標準的なサービス品質の観点を踏まえた必要帯域幅に係る考え方や輻輳対策等に起因して生じる待機設備に係る考え方といった、客観的な証拠に基づく合理的な理由を総務省に示した上で、移動体通信ネットワークの特性に起因する待機設備に係るコストを接続料原価に算入することが適当ではないか。

- ◇ これに対し、移動体通信ネットワークの特性以外に起因する待機設備（以下「過剰設備」という。）については、MNOの誤った需要予測に基づく非効率的な投資やMNO自身のサービスに対応するための在庫投資としての側面が強く、MVNOの受益を認めることは必ずしも適当ではなく、MVNOの受益を認める特段の理由がない限り、接続料原価に算入することは適当ではないのではないか。こうした考え方に対し、主にMNOの立場から、過剰設備に係るコストについてはMVNOからの増幅要求に即応するための在庫としての性質を有し公平性の観点からMVNOも応分の負担をすべきではないかとの指摘がある。確かに、一部の過剰設備がMVNOに対する在庫としての性質を有する可能性は否定されないが、その大宗はMNO自身のサービスの増幅に対応するための在庫であるとの指摘もあることから、MVNOに対する在庫としての性質を認める合理的な理由がない限り、接続料原価に算入することは適当ではないのではないか。また、過剰設備の幅は、MNOの投資計画によって大きく変動し、これに伴って接続料の額も大きく変動することとなるところ、こうした投資計画に係る意思決定に何ら関与できず、また、その見通しについても明らかでないMVNOに、MNOと同等に応分の負担を求めることは適当ではないと考えられるのではないか。

2-5-3-3 暫定的な措置の適用

- ◇ 前述のとおり、需要については、(B)を採用することが適当と認められ、接続料原価については、移動体通信ネットワークの特性に起因する待機設備に

係るコストについては、客観的な証拠に基づく合理的な理由が示された場合に限り、接続料原価に算入することが適当ではないか。しかしながら、例えば標準的なサービス品質の観点を踏まえた必要帯域幅の見積もりには、一般に、各電気通信設備におけるピークトラフィックの実績値等の計測が必要であり、その計測には一定の準備期間が必要であると考えられ、当面、暫定的な措置¹⁹を許容することが適当ではないか。

¹⁹ 暫定的な措置として、例えば、当面、二種指定事業者によって現在用いられている、インターネット等に接続するパケット接続装置の伝送容量に占める MVNO 需要の割合と、全基地局の伝送容量に占める相互接続点における MVNO 需要の割合の平均値を用いる考え方など、複数の適切な算定方法を採用することが考えられ、こうした算定方法を用いることを妨げないとするのが適当ではないか。ただし、この場合であっても、総務省に対して、採用した算定方法の適正性について合理的な理由を示すことが必要ではないか。

2-6 その他の課題

- ◇ 上記にあげた課題以外に、関係事業者から、データ接続料の算定・精算方法と接続固有に発生するコストの扱いに関して指摘がなされている。

2-6-1 前年度の実績に基づくデータ接続料の算定について

- ◇ データ接続料の算定について、MVNO から、接続料が前年度の実績値に基づいて算定されるため、MVNO は実質的に 1 年前の原価をもとにユーザ料金を設定せざるを得ず、接続料が逡減する中、当年度の低い原価で事業を行う MNO と比較して MVNO は不利な状態にあるのではないかと指摘がなされている。
- ◇ 二種指定設備制度における接続料は、現状、実際に要した実績値に基づき算定する実績原価方式が採用されている。この実績値の測定年度について、現在の二種指定ガイドラインは「原則として当該接続料の適用年度の前年度における実績値」と規定しているところであるが、例えば、前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いることも検討に値する。ただし、その場合、接続料が長期間確定せず暫定値を用いた精算が長期にわたることとなり、二種指定事業者と接続事業者双方の経営に大きなリスクが生じる可能性があることや、暫定値と確定値の差額の多寡によって二種指定事業者と接続事業者双方に大きな影響があること等の諸事情を勘案して慎重に検討を行うことが必要であり、本研究会において直ちに当年度の実績値を用いるべきとの結論を下すことは困難ではないか。
- ◇ また、実績値に替えて将来の収入・費用予測に基づいた予測値を用いることも検討に値するが、実績値と予測値の間に看過し難い乖離が生じる可能性等を勘案した上で、二種指定設備を用いた電気通信役務の性質を踏まえた検討が必要であり、直ちに実績値に替えて予測値を用いるべきとの結論を下すことは相当ではないと考えられるのではないか。

2-6-2 暫定値を用いたデータ接続料の精算方法について

- ◇ 現在のデータ接続料は、概ね年度末に当該年度の接続料の具体的な額が確定するところ、確定までの間は暫定値（前年度の接続料）をもって月々の精算を行っている。なお、確定後は確定値を用いて月々の精算を行うとともに、暫定値に基づく既払い接続料につき、確定値との間の差分の精算を行っている

る。こうした精算方法について、MVNO から主に公正な競争環境整備の観点から意見が寄せられている。

- ◇ 接続料は前年度の実績値に基づき算定されているところ、算定作業のために相当程度の期間が必要であることを考えると、MNO が年度当初に接続料を確定値として算定することができないことには合理的な理由があると考えべきではないか。しかしながら、接続料確定までの間の暫定値として前年度接続料を採用することは、接続料が大幅に低廉化する局面にあっては、キャッシュフローの面で過大な負担が MVNO に課されることとなり、必ずしも望ましい状態とは言えない。この点、MVNO には比較的小規模な事業者が多いことを併せ考えれば、現行の精算方法が MVNO の参入障壁となっている可能性が考えられる。また、MVNO は、ユーザ料金の原価たる接続料について概ね年度末まで知り得ず、適切な原価管理の面から不利な立場におかれているとの指摘があり、考慮に値する。

- ◇ こうした課題に対処するため、MNO は、接続料が大幅に低廉化することが合理的に予測される場合は、暫定値として、前年度の接続料に替えて合理的な予測に基づき算定した予測値を採用することが望ましいのではないかとすなわち、確定までの間は予測値で月々の精算を行い、確定後は確定値を用いて月々の精算を行うとともに、予測値に基づく既払い接続料につき、確定値との間の差分の精算を行うことが望ましいのではないかと。この際、乖離額の規模によっては、MVNO の経営に大きな影響を与えることが考えられることから、その規模の最小化に努めることが望ましいのではないかと。

2-6-3 接続固有に発生する費用

- ◇ 接続に係る人件費、物件費、事業者間精算に係るシステム運営費の扱いについて、関係事業者から、主に算定精緻化の観点から、整理を図るべきとの意見が示されている。

- ◇ 接続ルール答申に示されているとおり、接続料は「設備に係る費用」であり、「設備への帰属が明確な」費用に限定して接続料原価への参入が認められるべきではないか。こうした観点からは、接続に係る人件費、物件費、事業者間精算に係るシステム運営費については、接続料原価への算入は許容されているが、総務省において設備との関連性に係る厳格な検証が行われることが適当ではないか。

- ◇ なお、発生要因に応じて費用回収を行うという経済原則からは、発生したコストの直接の受益者がその便益の程度に応じてコストを負担すべきであるところ、接続に係る人件費、物件費、事業者間精算に係るシステム運営費についてもその便益の程度に応じて、事業者間で応分に負担することが適当ではないか。